



鳥取県公報

平成 29 年 9 月 22 日 (金)
第 8 9 3 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (606) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (607) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (608) (〃) 3
	保安林の指定の解除予定 (609) (森林づくり推進課) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (3 件) (610~612) (治山砂防課) 4

告 示

鳥取県告示第606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称並びに特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	福祉用具貸与 事業所幸朋苑	米子市米原二丁目 1-1	福祉用具貸与	平成22年10 月1日
”	”	認知症対応型 デイサービス センターさか い幸朋苑	境港市誠道町2083	認知症対応型通所 介護	平成24年4 月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	福祉用具貸与 事業所幸朋苑	米子市米原二丁目 1-1	介護予防福祉用具 貸与	平成22年10 月1日

3 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具 販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具 販売事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町2083	生きいきケアショップ 暖だん倶楽部	米子市米原二丁目1- 1	平成22年10 月1日

鳥取県告示第607号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
医療法人同愛 会	米子市両三柳 1880	博愛病院	米子市両三柳1880	訪問看護	平成19年4 月1日

隅田征二	米子市錦町二丁目 2-2	隅田歯科医院	米子市錦町二丁目 2-2	居宅療養管理指導	平成 27 年 3 月 31 日
------	--------------	--------	--------------	----------	------------------

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
医療法人同愛会	米子市両三柳 1880	博愛病院	米子市両三柳 1880	介護予防訪問看護	平成 19 年 4 月 1 日
隅田征二	米子市錦町二丁目 2-2	隅田歯科医院	米子市錦町二丁目 2-2	介護予防居宅療養管理指導	平成 27 年 3 月 31 日

鳥取県告示第 608 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 9 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
株式会社クリエイト	鳥取市大杵 206-2	小規模多機能型居宅介護事業所こすもす	鳥取市国府町新通り三丁目 368-2	小規模多機能型居宅介護	平成 29 年 8 月 3 日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	休止年月日
株式会社クリエイト	鳥取市大杵 206-2	小規模多機能型居宅介護事業所こすもす	鳥取市国府町新通り三丁目 368-2	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成 29 年 8 月 3 日

鳥取県告示第 609 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 29 年 9 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字新川尻 3256 の 2・3256 の 5（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第610号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

越路B地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市越路字寺谷586-1	1号
鳥取市越路字寺谷715-1	2号及び3号
鳥取市越路字西土居618-1	4号
鳥取市越路字西土居616-2	5号
鳥取市越路字東土居570地先道路敷	6号
鳥取市越路字寺谷584	7号
鳥取市越路字東土居579	8号

次に掲げる地番の土地に存する標柱9号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱9号と標柱12号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市越路字西土居618-2	9号
鳥取市越路字戸石場710	10号
鳥取市越路字戸石場709	11号
鳥取市越路字西土居620	12号

次に掲げる地番の土地に存する標柱13号から標柱16号までを順次に直線で結んだ線及び標柱13号と標柱16号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市越路字西土居622-1	13号
鳥取市越路字戸石場707-1	14号及び15号
鳥取市越路字北側町641地先道路敷	16号

鳥取県告示第611号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

大桒地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
-----	-----

鳥取市大柵字宮ノ前319-1	1号
鳥取市大柵字宮ノ前620-1	2号から5号まで
鳥取市大柵字村ノ内614	6号及び7号
鳥取市大柵字村ノ内613-1	8号
鳥取市大柵字村ノ内610	9号
鳥取市大柵字村ノ内283-1	10号
鳥取市大柵字村ノ内287	11号及び12号
鳥取市大柵字前田292-2地先道路敷	13号

鳥取県告示第612号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成29年9月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

石井地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域から標柱8号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱8号と標柱12号を結んだ直線に囲まれた区域を除いた区域

土 地	標 柱
米子市石井字要害1000-7	1号及び2号
米子市石井字要害1000-2	3号及び5号
米子市石井字要害1000-1	4号
米子市石井字要害1000-3	6号
米子市石井字要害1122	7号
米子市石井字要害1121	8号及び10号から12号まで
米子市石井字要害1120	9号